

令和4年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（5日目）

1. 令和4年3月22日 午前 9時30分 開議

2. 令和4年3月22日 午前11時56分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

5番	山崎誠	6番	加藤高志
----	-----	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 2 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 3 号	吉備中央町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 4 号	吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 5 号	吉備中央町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 6 号	吉備中央町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 8 号	吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 9 号	吉備中央町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 10 号	岡山市及び吉備中央町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
日程第 11	議案第 11 号	町有財産の取得につき議会の議決を求めることについて
日程第 12	議案第 12 号	令和 3 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 13	議案第 13 号	令和 3 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 14	議案第 14 号	令和 3 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 15	議案第 15 号	令和 3 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
日程第 16	議案第 16 号	令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算につ

		いて	
日程第 1 7	議案第 1 7 号	令和 3 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算につ いて	
日程第 1 8	議案第 1 8 号	令和 3 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算につ いて	
日程第 1 9	議案第 2 0 号	令和 4 年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算に ついて	
日程第 2 0	議案第 2 1 号	令和 4 年度吉備中央町介護保険特別会計予算につい て	
日程第 2 1	議案第 2 2 号	令和 4 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算 について	
日程第 2 2	議案第 2 3 号	令和 4 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別 会計予算について	
日程第 2 3	議案第 2 4 号	令和 4 年度吉備中央町育英資金特別会計予算につい て	
日程第 2 4	議案第 2 5 号	令和 4 年度吉備中央町診療所特別会計予算について	
日程第 2 5	議案第 2 6 号	令和 4 年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別 会計予算について	
日程第 2 6	議案第 2 7 号	令和 4 年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予 算について	
日程第 2 7	議案第 2 8 号	令和 4 年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予 算について	
日程第 2 8	議案第 2 9 号	令和 4 年度吉備中央町上水道事業会計予算について	
日程第 2 9	議案第 3 0 号	令和 4 年度吉備中央町下水道事業会計予算について	

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第 2 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 3 号	吉備中央町職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について	可決
議案第 4 号	吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部	

	を改正する条例について	可決
議案第 5 号	吉備中央町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 6 号	吉備中央町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 7 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 8 号	吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 9 号	吉備中央町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 10 号	岡山市及び吉備中央町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	可決
議案第 11 号	町有財産の取得につき議会の議決を求めることについて	可決
議案第 12 号	令和 3 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 13 号	令和 3 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第 14 号	令和 3 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第 15 号	令和 3 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について	可決
議案第 16 号	令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について	可決
議案第 17 号	令和 3 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 18 号	令和 3 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
議案第 20 号	令和 4 年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について	可決
議案第 21 号	令和 4 年度吉備中央町介護保険特別会計予算について	可決
議案第 22 号	令和 4 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について	可決
議案第 23 号	令和 4 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計	

	予算について	可決
議案第24号	令和4年度吉備中央町育英資金特別会計予算について	可決
議案第25号	令和4年度吉備中央町診療所特別会計予算について	可決
議案第26号	令和4年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について	可決
議案第27号	令和4年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算に ついて	可決
議案第28号	令和4年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算に ついて	可決
議案第29号	令和4年度吉備中央町上水道事業会計予算について	可決
議案第30号	令和4年度吉備中央町下水道事業会計予算について	可決

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、山崎誠君、6番、加藤高志君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第2号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第2号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第3号、吉備中央町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第3号、吉備中央町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第4号、吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第4号、吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第5号、吉備中央町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第5号、吉備中央町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第6号、吉備中央町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

提案のときに趣旨説明として上位法が改正されたのでということで提案があったと思います。参考資料で確かめても、結局行政機関の保有する個人情報の保護に関するその中の、行政の保有する、また独立行政法人等の、このところが削除されてるっていうのがその内容ですね。その確認でいいでしょうか。そこの文字を削ると。内容を読む限りでは、大きな変化はあるように思えないんです。けれども、わざわざこれを削るというんか、削除をするというのはどういうことなのかな、これが結果的にはどういうことを想定しながらそういうふう判断をしたのか。

ある意味では、行政機関の保有するという条件をつけることで、行政機関の管理責任のようなものがここでは問われるんだろうと思うんですが、それがわざわざ削られているというふうにも取れますので、少しその辺りの見解を聞かせてもらおうと思います。

というものが、このデジタル関連法案等の国の論議を見ても、この個人情報の保護というところでは全国的にこの標準化していくっていう方向が述べられてますので、その中の一つではないかというふうに思えて、一体これはどういうことを意味するのかなと、ちょっと警戒心を持ってお聞きしてるんです。

以上です。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

日名議員の御質問にお答えさせていただきます。

デジタル社会の形成整備法の施策によりまず一つといたしまして、個人情報保護制度の見直しがあります。我が国の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法律が異なっておりますが、今回見直しによりまして適用される法令のほう、個人情報の保護に関する法律に一本化しまして、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等々地方公共団体、それぞれの特性に応じて個人情報保護に関する規律を統一することとなりました。それに伴いまして、うちの個人情報保護条例のほうも変更となったわけでございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

統一の方向でそうなったという経過は分かるんです。私が一番聞こうとしている内容は、行政機関の保有するという言葉、それから独立行政法人の保有するっていう、これを削ることが、ただ文章面を全国的に合わすというのではなくて、新たな状況を想定してこれがわざわざ削られてるということにもなるかと思うんです、いろいろ検討された結果でしょうから。とすると、そのことの意味はどういうことなんだろうかということをお聞きしてるわけです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

統一していくとおっしゃることですけど、これうちだけの考えでなくって、国全体がそういうふうに通じた下で個人情報の扱いをしていこうということでもありますので、あくまで国の指導に従ってのものでございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

説明はよう分かるんです。そういうことで国がしてるからそうだ。でもこの個人情報保

護条例は自治体が独自に権限で決めた内容だと思うんです。ほんなら国が統一せえと言うから、はいそれでということでは僕もちょっと納得いかないんです。なぜわざわざ自治体の責任なり特殊法人の責任なりが薄めるようなことになっていってしまうか、とするとそこで新たな曖昧なところが生まれてくる可能性は十分あり得るのではないか。ただし、僕が目の前でこんなことがあってというふうなことが想定できないので、そういう不安を持つからそのところを聞いてるんですが、それに対する返事がないままなんです。だから再々質問と。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

個人情報保護については大変御心配されることだと思いますが、これはそれぞれの自治体、我が町におきましても個人情報の扱いについては十分に注意して行っていくところでありますので、先ほど申しました国に準じてやっていくんですけど、町においても今まで以上に十二分にその辺の取扱いのほうは気をつけていこうというように思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第6号、吉備中央町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第7号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第7号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第8号、吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第8号、吉備中央町スクールバスに関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第9号、吉備中央町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ちょっと角度の違ったところからの質問になると思うんですが、これは豊野の歴史民俗資料館を下加茂の津賀のほうの、加茂川歴史民俗資料館のほうへ移すということなんです。それはよく分かります、事情が。学校再編等なこともあって、校舎の修理等もあるでしょうから。ただ、この後せっかくをふるさと学というふうな言葉も言われてますけれども、その地域の本当にこの中山間地、農村にふさわしいいろいろな資料がせっかく備わっているわけです。それを目の前にしながら勉強をするチャンスというのは絶対必要だと思うんです。とすると、将来的にはどういう方向を考えておられるのか、地域でそういう文

化資料を大切にするという意味で、その辺のこれからの方向を、考えておられればちょっと説明を補足してほしいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

日名議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたようなことについては、今後の吉備中央町、ふるさと学をしていく上でとっても重要なことをごさいますて、現在もバスを活用しながらそれぞれの民俗資料館だとか、あるいは吉川の資料館だとか、いろんなところへ行って、現地での学習をしているという状況がございます。これは引き続きやっていきたいというふうに思っておりますし、一つのところへそういったものが集まるということで、より多くのことが学んでいけるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ということは、ここの豊野地区に改めてこういう民俗資料館的なような、日頃身近に接せられるようなところがない状態になっていくと。新たに将来そこへ復活させる、その地域にというようなことは展望されていないということですね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、そういった資料については、場所をそういった形でまとめて、そういったものをまとめて展示をし、そこへ移動して行ってそこで触れ合う中で学んでいくという形にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

同僚議員の今の関連質問でございます。

この資料館については、今たまたま豊野小学校のある部分については一時的にその学校の改修とか、それを含めてって今言われたように思うんですけども、資料館のもともとの意味合いからすれば、歴史文化の伝承、そういうものを地元に残すという大切な目的があると思うんです。1か所にまとめるということはよく分かりますけれども、やはり地域に根づいたその資料、昔の文化、そういうふうなものをやはり地域にちゃんとした伝承の仕方をするということが本来の目的であって、町内全体で1か所でそれをいろんな巡り方で残していくっていうのに反対ではないですけども、やはり地域に生かされるものとして検討を願いたいと思いますが、教育長どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

今おっしゃる地元根差したその歴史文化を子供たちに教えていくということ、とても大切なことだと思います。そのことをやはり心に止めながら、今後どういった形でできるのかということを考えていかなければいけない部分もあるかと思います。ただ、現実問題として、現在来場されてる方がほとんどいらっしゃらないという状況がございます。それと、議員おっしゃる子供たちに身近に、日名議員もおっしゃいましたけれども、身近にそういったものがあることによって、触れることによって学ぶことも多いということも勘案しながら、今後しっかり検討していけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

教育長、今言われたことよく分かります。一時的なものでない、今後の検討もあると思いますが、しかしながら、例えば町外にあるいろんな博物館とかいろんな資料館について

も、観光の目安として1か所で人を呼ぶ一つの施設として扱う場合もあるし、うちの我が町、吉備中央町の場合は、合併いたしまして加茂川、賀陽というものが1つになった新町であります。だから文化の違いって何ぼかあると思う。それは1町になること、まとまることは結構ですけど、やはり地域地域に合った文化っていうものが地域にある程度残っていくような、そういうようなこともこれから十分に検討に入れてもらいたいということが1つの願いでございます、私の願いです。皆さんが全部そう思われるかどうかは別として、そういうことも文化の伝承、それから地域を生かしていくということに大切なことだと思いますが、これ教育長だけの問題じゃなしに、町長、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これからも文化の伝承というのは大変重要なものでございます。そうした意味では、地域地域でやはり文化の若干の違いもあるのも確かでございます。しかし、その違いのあるものを一堂で会せて多くの方に見ていただくと、その違いも、それも一つの方策だろうとも思います。今後、その文化の伝承の在り方についてもしっかりと検討をしていきたいと思っています。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほど教育長が民俗資料館に来館者がいないとおっしゃったんですけど、そもそも今どういう情報を発信しているのかということをもっと教えていただきたいと思っています。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

成田議員の御質問にお答えします。

現在、豊野の歴史民俗資料館は健全度も低く危険性も高いです。実際行ってみると、本当に、それこそ殺伐としてというか、来館者が来られてもちゃんと整理できている状況にはなっていないのも確かです。中の道具についても、加茂川歴史民俗資料館のものと同じも

のが多くあります。そこで教育委員会としては、建物も古いし、今回加茂川歴史民俗資料館のものと一緒に整理をして、今後皆さんに見ていただきたいと思っております。学校の子供たちについても、スクールバスを利用しながら歴史民俗資料館のほうへほとんど学習、それこそふるさと学ではないですけど、民俗資料館について資料等々で毎年学習しております。ですから、来館者が来られるのも歴史民俗資料館、加茂川のほうが整備が充実していますので、ほとんどそちらのほうへ行かれるということで、豊野のほうへはなかなか来館者が少ないという状況であります。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

私自身、豊野小学校の出身で、私は小学校に通っている頃からあの資料館というのは存在して、建物は変われどあそこに地元の皆さんが寄贈してくださったものがあることは認識しておりますが、私も度々小学校を訪れる機会がありますんで、先ほど局長が言われたとおり殺伐として、資料の保存状態も非常に悪いと。学校の先生も児童に危ないから入ってはいけないよというふうに教えているような状態であることは認識しております。

ただ、資料館を統合するということに関しましては私は賛成ではございますが、先ほど資料というものは町で購入したものではなく、地元の方々がこれから文化の伝承等に使用していただきたいという思いで寄贈していただいたものであります。そういったものの取扱いを、廃棄の場合もあると思えますんで、重々配慮して進めていただけたらと思えます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

先ほど来館者が少ないというようなこともございました。それは事実だと思います。私はやむを得ないは思っているんですが、ただここへ来てもうずっと僕は本当に歴史のある、僕は連島の出身で江戸後期の干拓して歴史が少ないんですけども、本当に豊かな歴史ある町だと思っいろいろ感心しておりましたし、そのことで図書館等々にも古文書の研究会とか、最近では図書館も頑張ってくださいって民話の伝承であるとか、いろいろことを

されてます。

先ほどやむを得ないと言ったのは、ハードのものハードというのは昔のいろいろ物品です、それがなかなか見られないでもう入館者も少ない。私はそのソフトの部分について、先日も町内で非常に活躍というか、研究された郷土史家が亡くなりました。ずっと前から議会でも何回か言ったことあると思いますが、本当に郷土の歴史家が大変今少なくなっているということで、大変私は残念だし危惧しております。

そういう意味で、生涯学習を担っている公民館で、図書館だけではなくて公民館でやはり系統的にその地域の歴史、ソフトの部分をもう少しきちんと郷土史家を育てるということの視点も持ちながら、そういう歴史の発掘、そのことをやりながらもう一度みんなが見に来る、あるいは必要なものをもう一回出してくる、今古いおうちにもたくさんの民具とか民俗的なものとか、古文書とか書物も残ってるように聞いております。そういう意味で、改めて縮小一方ではなくて、このソフトの部分でできることがあると思いますので、公民館でもう少し系統的に生涯学習として、地域に本当にある貴重な歴史を再発掘もしながら、ぜひとも教育、そういうふうなことを進めていただきたいし、そのことで新たな郷土の歴史物も、歴史の物も物品も発掘されたりしたら、また豊かな歴史が皆さんの心に宿ってくるのではないかと思いますので、その点、ぜひとも公民館でのそういうふうな系統的な地域の歴史の発掘の手だてを取っていただきたいと思います。これは教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりでございます。地元の方たちが今いろいろなそういった歴史的なことについて知ってもらえる方たちがいらっしゃる。そういったことを残せるように、これから学校の統廃合もございます。そうした中で、地域の子供たちに地域のそういった歴史、文化が伝わるような形が何らかの形で出来たらというふうに思っております。それがどういう形になるかは、今後やはり検討していかなければいけないのではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第9号、吉備中央町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第10号、岡山市及び吉備中央町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

この連携中枢都市協定については、令和4年、来年度から5年間の新たな連携協定ということでここに議案が出ているわけですが、私もこの連携協定が今までもどういうふうに進んできたのか、はっきりどういう役割を果たしてきたのか認識が大変少なくて、今後のことについて改めてお尋ねしたいんですけども、この別表には様々なその経済の問題、都市機能の問題ありますけども、この別表に掲げてあるそれぞれのテーマについて、恒常的な事務局というか、そういう取りまとめがないとやはりこれは絵に描いた餅になるという

ふうに思います。そういう意味で、この推進する最も基礎となる母体の事務局といたしまし
ょうか、それは例えば岡山市が専属で担うのか、大きな市が何人か人を派遣するのか、あ
るいは持ち回りでやるのか、その辺りの一つは事務局体制がどうなるのかということ。

それから、その事務局によって今後全体のこのいろんな、別表に書かれておりますテー
マが全体が議論になるのか、それとも様々な社会の動き等々を分析しながら、この書かれ
てあるもののうちこれとこれを重点的にやりますというようなことで、随時あるいは定期
的にやるのか、年に1回、2回やるとか、随時やるとか、そういう方式。それから、そう
いうことが決まった場合、議会議員は町民の意見を代弁する、あるいはそれを聞く立場、
もちろん町長をはじめ町の職員もそうですけども、そう意味で議会へこのことがという
ふうにテーマごとにこういうことに来年度重点的にやります、今後こういうことをやりま
すというふうなことが決まった場合、議会へはどのように伝えてくださるのか、その辺り
をお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

5番、山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、事務局体制はどこというふうな御質問です。これは8市5町、いわゆる岡山市、
津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南
町、美咲町、そして吉備中央町、この13の市町が連携して取り組むものでございます。
総括的な事務局は岡山市のほう事務局として行います。岡山市と取組を行うそれぞれの
市町が今回提案しているような協定のほうを締結していきますというふうな形になりま
す。

締結して今度はそれぞれいろんな形の事業に取り組むことでございますけど、表にも提
示しておりましたように、いろんな取組項目があります。その取組項目に対してそれぞれ
の市町が、じゃあ岡山市と一緒にやりますというところの市町が、物によってはいろいろ
あるんですけど、そういうふうなものをそれぞれのテーマに沿って、そのテーマに参画し
ている市町が岡山市とともに取り組んでいくというふうな形になります。

その取組方につきましてですけど、取り組む内容にもよっていろいろ違うんですけど、
随時情報交換をしていくもの、定期的に、例えば年に1回、数回していくもの、それぞれ

テーマによって違ってはきますけど、そういうふうな形で岡山市と一緒に取り組む関係市町がそれぞれ、うちの吉備中央町で言えば何とか課が担当とかというふうな形で、その担当がそれぞれ各市町との連携協議を行っていくという形になります。

議会への報告ということでございます。確かに議会のほうに御審議をお諮りして、今後進めていかなければいけないと感じておりますので、情報の提供、交換、共有につきましては随時行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

今のお話というか答弁では、大体岡山市が中核的な様々なシンクタンク的な機能を担うように聞こえました。連携協定なので大きな市と小さな町が人数によって差があってはいけないので、対等だと思います。そういう意味で、岡山市の都合のいいようなプランに引張られないように、議会にも随時報告をいただいて、みんなで知恵を絞って、格好いい言葉でいえばウイン・ウインに、どちらもうまくいくようにこれからも進むように、ぜひともお互いに努力をできたらいいと思いますので、その点についてこれは要望でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑は。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ただいまの同僚議員の質問に返事がない。いうのは、この間の成果等がどうだったんだろうかという指摘もさっきあったと思うんです。例えば、交通関係だとか、幾つかこのスタートのときには論議の対象になってたと思うんですが、その辺りがどんなふうに進んだのかという成果があったのかどうかというのは、ぜひ語ってほしいなというふうに思います。

片一方では、高梁川の流域もこういう連携、倉敷を中心にたしかやってたと思うんです。そういう意味では、あそこに対抗するという意味じゃありませんけれども、旭川筋、ここはここでこういう前進面がここで作られてきてると、いわゆるふるさと創生ということとでかなり目玉商品のように当時提起されていたと思いますので、ちょっと追加の質問で

す。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

吉備中央町におきましても、岡山市その他との連携を第1次で5年間行ってまいりました。人口減少に伴う対策等であれば、後半はなかなかできなかったんですけど、東京での移住相談会等々も行っておるところであります。交通につきましても、岡山自動車道の早期四車線化につきましても、この連携中枢で取り組んできてまいっております。毎年、年に1回、首長に参加していただきまして事業のほうの報告会を行って、それぞれの首長の意見も聞きながら行っているところであります。

ホームページのほうにも、ちょっと我が町のホームページをちょっと確認せなあれですけど、岡山市のほうのホームページにはこの取組のほうも毎年載せております。もしうちのが載ってなければ、今後は確認して載せるようにいたしますし、そういうふうな形での情報の提供のほうもさせていただければと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

連携契約なんですけれども、先ほど課長は、移住の関係、高速道路4車線化などということ言われたわけなんですけれども、49の事業も取り組んでいくという説明をいただいております。中で、先ほど課長言われたように、少子・高齢化であったりデジタル化社会なりへの対応ということが今後の課題であるというふうにお聞きしたわけでありまして、今回この改めて連携契約を行うのに当たりまして、吉備中央町ならではの柱となる提案といいますか、ビジョン、何か考えておられるようでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

第2期での大きなテーマといたしますか、取組といたしますか、でございます。いずれにしても1期同様のところもあるんですけど、吉備中央町においては少子・高齢化、人口減少のほうはまだまだ下げ止まりまで行っていない状況です。引き続きそこら辺りも力を入れていくところであります。

また、デジタル化につきましても、今回国のほうでデジタル田園健康特区というふうなものをいただきました。それと合わせましてデジタル化につきましても、今後より推進をしていきながら、行政の効率化であったり町民へのサービスの向上等々を中心としまして、そういうふうな形でのサービスのほうを進めていければというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

関連質問です。

今この内容について、こういうことを進めていくっていう課長の答弁よく分かったんですけど、機能もいいんですけども、この中の圏域市町のマネジメントの能力の強化に向けという、ここに書いてありますが、今さっき課長言われたように、行政サービスをこれからどんどんやっていくんですけど、職員のそういう育成、そういうところを基本になって能力を高めていくっていうことを、やっぱり一番にそれを発信したほうがいいと思います。それができて初めてこの内容に書いてあるのが、先ほど同僚議員が言った、絵に描いた餅にならないように実行していくための基本になると思うんで、そこんところを強調してこれから連携をやっていただきたいという、そういう思いがします。よろしく願います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

すみません。吉備中央町自体は岡山市の医療圏の中に入ってるかと承知をしております。先ほどもお話の中にあつたとおり、今回健康特区指定を受けたこともあり、この協約に関して医療が入ってないというのは、医療は医療として別な協定なり協約があるという

理解でいいんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

医療につきましてですが、現在これに入ってないのも事実です。この連携中枢につきましては、毎年取組項目を増やすことも可能であります。そういうふうな形で今回のデジタル園健康特区と合わせまして、医療に関しましても岡山市と、またその周辺の市町との連携も逆にうちのほうから声かけをするなりして、今後ともこの輪を広げていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

この各項目で、それに入った各自治体が表であったんですけど、全てに丸がしてあったのが吉備中央町とたしか岡山市だったと思うんです。1つちょっと私聞きたいなと思ったのが、海洋保全のところ吉備中央町が丸が入ってたんですけど、吉備中央町はどういうことをしてその海洋保全に寄与していくのかっていうところをまず教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

1 番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

海洋保全、吉備中央町とすれば直接海とは接してはませんが、この吉備中央町から流れ出ていく川は、いずれ瀬戸内海のほうへ流れていくものであります。上流からごみを流すのを少なくする、またごみを拾うなりして、上流の地域でできることを下流の市町と連携していきながら、そういうふうな形で同じ意識を持って取組を進めればいいかなというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第10号、岡山市及び吉備中央町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第11号、町有財産の取得につき議会の議決を求めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

議員になってまだ2年たってないので、この財産の取得についての校舎のことをちょっとお伺いしたいんですけど、平成30年11月30日の全員協議会で、この校舎については売却の予定であると、売却で思っていると町長が答えられてると、一方でその大和中学校に関しては今も貸してるんですよね。私がどうしてもちょっと聞きたいのが、まずこの幸福産業が企業誘致で来たのかどうか。向こうが来たいと言ったのか、町が誘致したのか

というところと、なぜ大和中学校は貸しているけれど、あそこの竹荘中学校は売却という決断に至ったのか、まずお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

1番、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

竹荘中学校の先ほど御質問がありました幸福産業への建物の売却であったり、土地の賃貸でございますが、企業誘致かどうかというふうなことでございますが、これは幸福産業側のほうからあそこの学校を活用させていただきというふうな提案のほうがありましたので、その提案にのっとりまして協議をしていったところでございます。

大和中学校につきましても同様に、あそこを活用させていただきというふうな要望がありまして、それに基づき協議して現在に至っているものであります。

大和中学校につきましては、土地、建物ともに賃貸でお貸ししているものであります。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

すみません。これは3回しか質問できないんですけど、先ほどなぜ売却っていう決断をしたのかという質問をさせていただいたので、そこを答えていただきたいと。

幸福産業さんから声がかかったとすれば、開発概要、中学校をどう使うかって、その当時の全員全協議で多分これ配られたものだと思うんですけど、11月30日にです。この中で平成31年4月に開学とか予定が書いてあって、その当時全国から800人が希望者がいて、当初は100人から受入れを始めるということをおっしゃってたんです。町としてそれはどういうふうに検証してきたのかということも聞きたいんです。ですので、校舎を売却をしようと思ってるという理由と、事業をどう今までに町は検証とか事業内容を把握してきたのかということ教えてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この売却であるとか賃貸借につきましては、それぞれの交渉の中で、相手方の要望等が大変大きなものがございます。加茂川中学校につきましても当然向こうは売却、購入を言われてこられました。それから大和につきましては、賃借、貸してくださいというような要望での交渉でございました。ここにつきましては購入という希望での交渉でございました。

そして契約、これはその契約を基にいろいろと勘案した中で、この事業について希望が持てるという中で使っていただいております。しかし、その都度担当課のほうからも事業の計画等々のチェックまたはお願い等々もやってきておりましたが、残念なことにこのような事態になったというのが実情でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

すみません、マスクを取って。

この議案については財産の取得ですけども、買戻しというふうに表現させていただいたほうがいいと思うので、買戻しということで質問をさせていただきますけども、今年に入ってこの買戻しについて幾つか聞きました。この議案が通ると直ちかというと、この1,000万円ということで執行されるということですが、この建物は土地の上に建っています。校地、土地といいましょう、校地です。学校の校地の上に建っています。いわゆるセットで、土地のほうは賃貸契約になっています。私が今日数点というか、割と結構多いんですけど、もうくどういようですが、改めてこの本会議で確認しておきたいのはなぜかということ、建物は町が買戻した、この議案が通ると。土地は、後で言いますが賃貸契約では10年先に譲渡するとなっています。建物は買ったけど土地は企業側にあった。これ大変なことになると私は思いますので、改めて確認をしたいと思います。数点と言いますが、結構ありますので、もう3回質問なので、まず最初6つ質問があります。

1つは、そもそもこの建物の買戻しは、町に使用の目的がないと2月4日の委員会で説明がありましたが、この買戻しは町から申し出たのか、それとも先ほど御説明のあった企業の幸福産業側から予定どおり進まないのということで申出があったのか、まず第1です。

次が、それはいつのことなんでしょうか。

それから、3番目に2月4日の私の所属する民生教育委員会で説明を受けました。私はその後、ちょっといろいろ不審というか、分からない点があったので2月16日に情報開示請求で、普通財産売買契約書というものを手元にしました。今年2月4日に説明を受けたんですが、既にその後、建物の登記も確認しましたが、既に1年以上前の令和2年12月に、説明を受けて1年以上前に幸福産業はアグレボバイオという会社に差押えを受けておりました。この売買契約、普通財産の売買契約なんですけども、売買契約17条には第三者に譲渡し、抵当権、地上権、貸借権を設定してはならない。やむを得ない場合は事前の書面承諾が必要と定めてあります。今年2月4日に説明を受けた時点で既にそういう仮差押え、所有権の移転がなされておりながら、そして17条には事前に売主に書面の承諾が必要と定めていながら、この幸福産業からは事前に書面の通知はあったのでしょうか。

ちょっともうくだいようですが、ちょっと本当に大事なことなんで言います。

4点目、この契約11条2項には、契約を解除する場合、どちらかと書いてますが、どちらかから解除をした場合には同額買戻しという条項が入っています。私はこれは2月16日の情報開示を取って初めて知りましたが、同額の買戻しということが入っているので、これはこの契約上は同額買戻し、どちらかが解除を申し出たらなると思います。

参考までに、委員会でも聞きましたけども、この今現在のこの校舎等、4つありますけども、建物の不動産評価額もしくは課税評価額は幾らでしょうか。

また、その2月4日のときに、このときは私は同額買戻しの条項を知らなかったわけなんですけども、1,000万円以上請求をされたら、そこにいろいろリニューアルとか、投資していて、困るから早く買い戻さなければならないんだという説明がありました。しかし、この契約14条には、投下した有益費の請求権は放棄するという条項が入ってます。これは普通の契約ではそうしますし、ちゃんと落ち度がなく契約はなされていたので、こんな増額なんか契約上あり得ない。1,000万円同額で買い戻すということになります。このときの請求権放棄条約とか不動産の項があったにもかかわらず、説明がそのときになされなかったことはちょっと私は不審を感じますが、取りあえず不動産評価額や課税評価額は幾らかを、幸福産業がそういう状態ですから、この固定資産税の課税の税は入っているのかどうか、後で土地のこともお尋ねしますが、この今建物は幸福産業、所有権はもう既に移転していますけども、その税の固定資産税は入っているのかどうか、お尋ねします。

あと2つあります。

これも原状回復義務とか用途の制限ということがこの契約の12条と16条に書いてあります。12月4日の執行部側の説明では、変なものに使われたら困るとかというような説明がありましたけども、この契約条項には先ほど言うようにちゃんと環境の問題とか、先ほど農業大学校とかいろんな当初の計画を私たちも、さっき同僚議員が言ったように説明を受けました。そういうふうな、こういうふうにするから買いたい、あるいは土地を借りたいといったことの用途については、それ以上のことはできないという契約になっておりますので、そのようなことは、やる企業もいますけどそれはもう法廷で争うか何か法的な処置をする以外ないんで、一応その契約の誠実な履行原則からいえば、そういうことはあり得ないですけども、この場合、今、話を戻して、建物の原状回復義務というのは買い戻すときにはどういうふうな処置をされようとしているのか。

1番目の質問の最後ですけども、校舎は先ほど申しあげましたように令和2年に差押えされた後に、昨年12月に幸福産業からアグレボバイオという企業に所有権が移転されています。これはもう登記で確認をいたしました。この経緯と今回の議案書に記載されるように買戻しする、この議案が通ると、幸福産業ではなくアグレボバイオという会社に当然支払われると、契約書にそう書いておりますけども、所有権がそちらなのでそのように思われます。

何点も質問がありましたけども、まず最初にお答えをいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

幾つか質問をいただきました。もし漏れがあったらおっしゃってください。

買戻しにつきましては、町のほうから申し出たのかということですが、買戻しにつきましては町のほうから申出を行いました。いつのことかということですが、昨年12月10日でしたか、会ったときにそのとき申しました。

買戻したときの使用目的につきましては、一応建物を買戻して今後の活用に向けての取組を行うための計画をまだそのときには特にはありませんでしたが、一旦買戻しをさせていただきまして、今度はまた町として活用できるような方法としてやっつけようというふうな思いでございます。

アグレボバイオが差押えを行っていたということですが、事前に書面による通知はあったのかということですが、事前に書面の通知のほうはありませんでした。我々が知ったときにはもうそういうふうに差押えがされてたということでございます。

同額買戻し、校舎棟の評価額等は幾らであったかでございますが、その当時、売却するときに不動産鑑定士を入れまして評価のほうは行いました。ちょっと今手持ちがないんで、金額的なものはあれなんですけど、その当時に合う評価のほうを鑑定士さんによっていただいたところでございます。

建物の原状回復の義務の対応でございますが、建物につきましては、現状のまま返していただくように思っております。

アグレボバイオの登記の経緯につきましてですが、幸福産業が仮差押えの登記のほうをされておりましたので、その差押えを今度外すとなると、今度は違うところの差押え等が十分考えられますということで、アグレボバイオのほうに登記をしたのは町のほうも了解してのことでございます。この買戻しが終わりましたら速やかに町のほうへ所有権移転のほうを登記を行うというふうにする予定でございます。

失礼します。

○議長（難波武志君）

御質問はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

まず、最初の質問のお答えで、町のほうから買戻しを、いわゆる契約解除を申し出たと、そのときに町はその時点では何かにそれを使うという目的があって解除を申し出たのではないというふうにお聞きをしました。

それから、不動産評価については鑑定士を入れて、金額は今手元にないということですが、1,000万円より、参考までにお尋ねします、これはもう売買契約には同額買戻しとなっているので、参考までにお尋ねしますが、この不動産鑑定士を入れた金額は1,000万円より多かったか少なかったぐらいは分かるんじゃないでしょうか。それをお答えください。

それで、現状のまま買戻すということで大きな損傷があるのかどうか分かりませんが、今の建物についてはそうだというふうにお聞きをいたしました。そのちょっと今、第1回目の質問の答えのおさらいに続いて幾つか質問をいたしますが、幸福産業、建物の

契約をしていた幸福産業は、事前通知の条項があるにもかかわらずなかったと、書面通知はなかったということは、極めてその契約の誠実履行義務に反していると言わざるを得ないと思います。現在、ここで先ほど冒頭申しましたように、建物は土地の上に建っているので、土地とこの議案は私は大いに関係がある、セットで関係あると思うので、土地のほうに質問を移させていただきますが、この誠実履行義務に反する幸福産業が、現在土地の賃貸契約は契約主体として賃貸契約を持っていると思いますが、まずそれはそれで間違いないでしょうか。12月に実は質問をしたときに、幸福産業の登記を取りましたらまだ存続しているようでございましたので、この契約は、土地のほうの契約は幸福産業との契約で生きてるのかということがまず第一です。幸福産業はどうもその建物のほうを見ても契約の誠実履行義務を行っていない企業と言わざるを得ないと、このように思います。

そうすると、この幸福産業が建てたハウスあるいは植栽のバナナ、これは差押えを受けるといふ段階にあるということは、登記上はまだ閉鎖されていないので企業はありますが、ほとんどもう倒産状態というふうに推測せざるを得ないとすれば、この植栽されてるバナナ等々について先日の全員協議会の中で後継企業があるやにちょっとお話があったように覚えておりますが、この事業を受け継ぐ企業があるのかどうか、もしあるとすればそれはどこなのかということをお尋ねいたします。

それが1番目です。2番目に、この土地、校地ですね、土地、学校の土地、校地、土地ですけども、これは120万円の賃貸契約です。前回12月議会で令和3年度の賃貸料は入っているのかいないのかということをお尋ねしましたら、令和2年度までは入ってるけど、土地の賃貸料は令和3年度は入っていない。先ほどのように幸福産業が倒産状態というふうに推測されるならば、令和3年度の賃貸料はどうなっているのかお尋ねいたします。

それから、これはちょっと私はずっと黙っていたんですけども、一昨年5月に校地の売買交渉のテーブルに着きたいというふうな執行部側から御提案があつて、私は反対をいたしました。その際、土地の賃貸契約書を初めて見ました。そこには3条2項に、10年間は賃貸して10年後には譲渡するという条項が入っておりました。これはもう大変私は重要だと思いますが、このことは議会に説明はなかったと承知をしております。この条項を見てびっくりしましたが、あまり大きいので1年間は黙っておりました。

先ほど第2回目の再質問の冒頭申し上げましたように、幸福産業と、この契約が生きているとすれば、正確には7年後、今3年たってるので、7年後には校地は企業側に渡さな

ければなりません。つまり学校の土地は企業になって建物は町が買い取るという、この議案が通れば。その辺りのことで、この土地がどこに渡るのかということもまた第1の質問にあるように、事業を受け継ぐ企業があるとして、これは全員協議会でもこういうことは注意したほうが良いというふうに申し上げましたが、幸福産業との契約になっておりますが、これを事業承継した会社、あるいは子会社化した会社があったらそのまま契約が引き継がれる可能性があるとするれば、この土地は新しく事業を承継した会社のものになります。

つまり、繰り返しますが、土地は企業に渡り、校舎は町が持つてるとすれば、私は町にとって大変不利益が生ずるとこのように思います。そういう意味で、幸福産業の実態が今登記上はありますがどうなってるか分かりませんが、この譲渡のある、10年後に、今からいけば7年後に譲渡するという条項の入ってるような土地の貸借契約は、即刻解除すべきであると、このように考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

質問にお答えさせていただきます。

まず、金額です、評価額の金額が1,000万円より上か下かというふうな御質問です。金額的なものは評価額のほうが上でございます。

土地の契約、幸福産業と結んでいる土地の賃貸借契約のほうはどうなっているか、今現在生きてるのかというふうな御質問だったと思います。

幸福産業株式会社と平成30年12月17日に賃貸借契約を結んではおりましたが、令和3年度の土地貸付料のほうで、土地の代金の支払い期限を過ぎましても支払いがなかったため、弁護士さんとも相談を行いまして、民法541条あるいは土地賃貸借契約の9条の規定によりまして、契約解除の通知書を3月9日付で行いました。したがって、土地の賃貸借につきましては現在もう終わった状態でございます。ということは、7年後どこかの会社に行くとかというふうな心配は、契約自体がもう終了しましたので、そのことはなくなったということでございます。

あと、ハウスとかバナナにつきましての地上の物件につきましては、一応4月30日までに土地のほうを明け渡してくださいというふうなお願いはしております。それまでに、

残る場合には残置物については、本町のほうで任意で処分いたしますというふうな形の通告をさせていただいております。

120万円の土地代が入ってないというふうな御質問です。土地代につきましては3月17日に土地代のほうは振込みをいただきました。

本年度の賃貸借が金額が先ほど3月17日に振込みのほうで町のほうへ入ってまいりましたので、令和3年度分についての、契約後ではあったんですけど、お金のほうは完済していただきました。

今後の事業承継会社でございますが、今のアグレボバイオさんを主軸に交渉のほうを行いまして内容のほうは詰めていくし、またそのアグレボさんの今後の活用計画もいただきながら、金額等も含め検討していくところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

御質問はございませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

ちょっとはつきり聞き取れなかったんですが、3月9日付で解除したというのは、これ土地のほうですか建物のほうですか。

○企画課長（片岡昭彦君）

土地。

○5番（山崎 誠君）

土地のね。しかし、その後の3月17日に振込みがあったんですね、後に。じゃお尋ねします。

まず、その解除したほう、解除したというふうな認識ですが、これはどういう方法でもう、ここにある土地貸借契約書をこの幸福産業が今実態があるやらないやら、私はよう分からないうので、今もし活動していたら推測で倒産状態ということだったら、大変企業に対して失礼なことですけども、幸福産業に当然向けて解除したということだと思っておりますが、それはどういう方法で、解除してくださいと言ってただけなのか、もう解除しますということ双方をきちんとしたのかというのが一つあります。

1つ、その解除の手法、手続はどのようにやってるのか。これはちょっと後でまた質問しますけども、大変ちょっと不安があるのでお尋ねします。それから、振込みがあったと

ということでしたけども、これは契約上、幸福産業から振込みがあったんでしょうか。これを確認をいただきたいと思います。

それから、これが今の回答に対するちょっと再質問で、新たに2つありますけども、この解除した場合、今度は土地のほうです、土地のほうのハウス等々の原状回復義務というのが土地の契約10条に入っています。この原状回復義務というのはどのように果たされることに、解除したというならどのように果たされるのか、いつまでに果たされるのかということをお尋ねいたしますが、新たな事業が先ほどの、ちよろちよろっというか、少しお答えのあったことでは、どうもアグレボバイオという会社が事業を承継するやに聞き受けられましたけども、この承継する企業が、これいろいろな支障があつて、先ほど申し上げましたように子会社化する、営業譲渡を受ける、様々な形で法的ないろんな問題が生じてくる可能性がありますけども、この事業者が原状回復ではなくてハウス等々の事業承継をするとかということで、使用权を主張した場合、いわゆる住宅の場合でいえば居住権のようなものですけども、そのようなものを主張してこの賃貸契約を引き延ばした場合どうなるかという心配があります。これが7年間引き延ばされたらこの契約によって土地が渡るといふ心配を私はいたします、これ心配です。

そのような企業側の子会社化、あるいは事業承継という非常に法的な微妙なところをくぐってやる可能性があるかもしれないので、その使用权を主張した場合、この解除の手続きはどうしたのかとも関連して、契約は完全に解除できるのかということをお答えいただきたいと思います。そして、この完全な解除というものがいつできるのか、今のところ解除をしたというふうにおっしゃって今答えがありました、それがどういう手順によってなされて、こちらがそういうふうに通達をしたからいいという程度のことなのか、本当に契約上、完全にこれが双方を解除したということが完全に果たされるのか、それはいつの時点でできるのか、もう今さっきの契約を解除したくても今日の時点でできているのかどうかについて、明確な答弁をお願いいたします。

そうでなければ、私の心配は土地は企業に渡って、建物だけが町に残るといふ非常にまずい結果になるので、その場合はこの議案についてもちょっと一考せざるを得ないと思いますので、その辺りを明確にお答えをいただきたいと思います。それから、この契約の完全解除については、最高の責任者である町長にも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

大変重要なことでございます。契約解除、これにつきましては弁護士と協議をしている弁護士のほうからこういう債務不履行がございますので、そのことによって町が不利益を得とる。ただこれについては配達証明付の解除通知を出すことによって確定すると明確に言われました。そのように配達証明付の解除通知を出させていただきました。よって、この賃貸借契約につきましては解除が確定したと思っております。

それからまた、ハウスとバナナにつきましては、これは今のところ善意の第三者、アグレボバイオさんになっております。これにつきましては、アグレボバイオからある程度の計画書を私どもはしっかりとしたものを出して、それがテーブルに着いてそこからの始まりだというふうに考えております。ですから、これがもう既にこれが継続してあそこを使うとかなんとかというものはまだ決まってない状況です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質問はありませんか。

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

もう一回再質問になりますけど、先ほど私、このことに関してはまず売却とか、10年たったら向こうに譲渡するとかということを決断したっていうところを、明確に知らないといけないのかなというところがあると思うんです。というのが、町でも今町有資産を使っているいろんな事業をやっていますから、今後もいろんな決断をするときに、やはり今回のことっていうのは、なぜそういうことをしたのかというところを明確にちょっと教えていただきたいですけど、まずこの要望があってから売却した、要望があったから売却したっていうその理由を、その町民の方に分かりやすいようにお伝えいただけたらなと思います。建物評価額が1,000万円よりも上だったということですけども、1,000万円で売却した理由とともに教えていただけたらなと。ここがどうしても私は引っかかりますので、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

交渉の上で賃貸借また購入希望とございます。そうした中で、これにつきましては購入したいというようなベースがございまして、いろいろ交渉をさせていただきました。そうした中で、なかなかすぐさまお渡しするというのは困難だということなので、あのような契約書を作りました。ただ10年と書いておりましたが、そのときには甲乙協議をして決めるとただし書をさせていただいております。そして、もう一点は、成田議員、今経過ともう一点何やったかな。

○1番（成田賢一君）

校舎を売却する要望があったから売却した。ですけど、なぜ売ったのか。

○町長（山本雅則君）

それにつきましては、その交渉の中でそのときそのときの一番妥当であったり、またベストな方法ということで議会にも説明をし、その方針を決めさせていただきました。

今後もこのような大きな案件等々については、議会と相談し方向性を決めていきたいと思っております。また、やはり地域の声をしっかり聞いて、その地域の思いもやはりしっかり酌んで進めるべきだと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

さきの本会議終了後の全員協議会におきまして、町長は幸福産業株式会社との賃貸借契約に関しましては、3月9日付の配達証明付の通知をもって解消したということをおっしゃると記憶をしております。ただ、全てのものがどうもなかなか理解、納得できない中で、今採決を前にいたしましてぜひともお尋ねしたいということで4点お伺いさせていただきたいと思っております。

まず最初に、最も初歩的なことでお尋ねするわけでありまして、今回上程されておられます補正予算1,000万円につきましては、これ本来当初、もう10日しばらくしますと新年度予算が始まります。なぜこの新年度の当初予算に計上されず、あえて今回の補正予算として上程なされたのか教えていただきたいと思っております。

それから、2点目といたしまして、3月9日付に証明付の通知を送ったということでもありますけれども、本来、契約不履行の場合は必要ないとも聞いてもおりますけれども、解約合意書なりの、お互いの双方の確認書的なものの取り交わしは今後なされる予定でおら

れるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目に、先ほどアグレボバイオさんとの協議が今後進むであろうというような内容でお聞きしたように受け取っておりますけれども、こうした場合、地域の皆さんの思いや気持ちといったものを十二分にお聞き受けいただき、今後に反映していただけるような、そういった作業の進めというものをしていただけるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、最後に4点目としまして、地元からの要望書を拝見させていただいております。町であり、また議会は一度原点に戻って、地域の活力になる方向性を示していただくこと、また地域ぐるみで跡地利活用策を模索してくださいというような事柄を確認させていただいております。地域住民の皆さんの多くの願いは、十二分にそうしたいろんな思いを持たれておりますけれども、そういった思いは十二分に担保される中で、今後、町長は町民の皆さんが二度とこれ以上に心配や不安感を感じることのないように、責任を持ってこの事業に取り組んでいっていただけるのかどうか、最後の質問としてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

これまず予算化ですけど、やはり緊急性のある事柄だと私は思っておりますので補正で対応させていただきました。これ当初予算ですと4月以降のことですから、補正が私は適切と考えています。

それから、やはりいろんなことをするに当たって、やはり法的なことが多々あります。これはしっかりと専門家の方に、協議また指導を受けて物事は進めるべきだと思っております。今後もこのようなことがあったら弁護士と相談し、方向性を決めていきたいと思っております。

それから、地元の意見、これはもう当然でございます。今回もしっかりと要望書も受け取らせていただきました。その思いを持って、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

町長、さっきこちらの弁護士で地上の、土地の分のあれは契約が破棄ということになるというふうに言われたんですけど、町長、こういった案件というのは先方にも弁護士さんがいらっしゃるわけで、法的には6か月間異議申立てが先方から来るゆとりというものは、もう法律で決められとんです。ですから、一方的にほんならこっち側のあれで契約が解除できるというのは、少し企業のアグレボバイオさんと何らかの口約束以外の念書であるとか、そういったものを交わしとる部分はあるんですか。

それともう一点は、ハウスの部分でありますけれども、これは日本の法律によっては県が建築許可申請書を出した時点で地上権、居住権というものは、一般のアパートと同じように30年間はどうしようもないことが決められておりますわな。じゃから、相当そのハウスの部分においては、先方との交渉とかいろんなことをおっしゃっておりますけれども、もうこれはハウスに対しては固定的な居住権がついておるといふ部分の、どういうふうにしてクリアしていくのかということをおっしゃらないと、これはちょっとまずいんじゃないかね。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

あくまでも賃貸借契約につきましては、幸福産業さんと町との中で交わされた契約、それに伴いまして専門家の弁護士に聞いて、配達証明付の解除であれば今の不履行の案件を見ると、これは確定するというような指導の下そのようにさせていただきました。

また、ハウスにつきましては、善意の第三者アグレボバイオさんに今なっております。そこにつきましては、今後しっかりしたゼロからの交渉で物事を決めていきたいと思っております。それにつきましては途中途中で確かに法律家の御意見を聞かなければならないことがあろうかと思っております。そのときにはしっかり聞いて、その対応を迷わないようにやっていこうと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

いやいや、今法律家をというのも、アグレボバイオさんと今、去年の12月何日かに幸福産業さんから名義が変わったわけでしょう、登記は変わっておりますよ、バイオさんに。それなら幸福産業と交渉ということではなしに、今法務局の届出が変わっておるわけですから、幸福産業とどういうふうなやり取りを、こっちの弁護士によってそういうふうな手続をしとるというのは十分分かります。しかし、1,000万円お金を払う以上、何らかのその担保をしとる裏づけ的なものの、今町が顧問弁護士に頼んで裁判所に向けてそういうようなことは言うのとすることは、これは弁護も解除できるからということになっておると思うんだじゃけれども、その1,000万円、アグレボバイオさんとの、法務局にもう差押えして柳瀬健一さんのものになつとるわけでしょう。ほんならそことの念書なり何らかの書面とかというものきちっと取った上で1,000万円の支払いということにせにゃいけんのじゃないですか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

賃貸借契約は幸福産業と結んでまして、それは解除しました。今度は建物のほうのことを言われてる、建物についてはこの契約書、今日の資料にありますとおり、アグレボバイオさんとの契約でアグレボバイオさんから町が買い戻すという格好をしております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

すみません。ちょっと前後してあれなんですけど、先ほど山崎議員が町長に質問をした、確定したものと今石井議員が言われたその答弁がちょっと食い違ってたと思いますけど、その辺をちょっと明らかにせんと、先ほど質問した山崎議員のその答弁との整合性が問われるんで、そこをもう一度お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

繰り返しになりますけど、山崎議員が言われた賃貸借契約、それにつきましては幸福産業さんとの契約でございます。その契約を解除するためにもととの債務不履行等がございますので、弁護士と相談したらそれには配達証明付の解除通知を出すことによって解除が確定するという指導の下、そのようにさせていただきました。であれば、この賃貸借契約は解除ができてます。もう一方の校舎の買戻し案件につきましては、あくまでも第三者のアグレバイオさんに所有権が行ってます。それを町が同額の1,000万円で買い戻す議案を本日出させていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第11号町有財産の取得につき議会の議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ただいまより11時15分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第12号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

ページ25で農業費のところですが、農業振興費。

頑張る農家応援補助金、これが減額されています、500万円。令和4年度の当初予算ではやっぱし3,000万円が引き続き確保されている、そういう提案になっていたと思います。まず間違いないと思うんですが、この頑張る農家応援事業というのは、機械の更新等にしっかりと応援しようという発想でスタートしたと思います。ただ使い方の中に免責要項が入ってました。ということは、大きな規模の農家にはよりたくさん応援が行くと、小さな農家にはそれだけ差が生まれてしまうというような内容でしたが、いずれにしても機械の更新、もう一般的には高齢化して、もし今使っている農機がダウンしたらもうそれを機会に農業をやめようかというような発想は、本当に広がって定着してると言ってもいいぐらい、そういうのに対して応援をしようということです。少しでも頑張ってもらいたい。だから非常にこの施策については農家の人がああよかったという、励まされたということでした。ですから、私もちょっと利用させてもらおうかと思ったら、もうどんどん予算オーバーしてしまって、もう順番が回ってこない。仕方がないなというような事態、これが現状だった。そのぐらいの歓迎されてた。ところが、今年に入ってそれが残ったということに読み取れます。ということはどういう事情だったんだろうか。むしろ免責要項とかそういうのがあってというようなところが足引っ張りになってた部分はないんだろうかというふうな疑問も持ったんですが、聞きたいのは、せっかくあれだけ歓迎されていたのに、今年になって余りが出た。これはそういう余ってるから借ってくださいよという情報が期待している人に届かなかった結果なのか、言わばこちらの姿勢、農家に対する情報提供、その不足からこういうことになってるのか、それとももう既に希望を超えるような状況になっているのか、その辺り、来年度の予算、僕はもっと増やしてもろて、少々小規模の農家でも、家族農業で頑張ろうか、還暦ぐらいは引き続き使いたいというところにしつ

かり応援できるというのは、今必要だと思いました。

それから、移住なんかして新規就農、最初から大規模な営農、挑戦するというのは難しいというふうなことで、比較的小規模から、野菜、こういうところから挑戦しようかというのも結構移住者の中には多いです。というふうに考えたら、その使い方等もいろいろこれから工夫して、しっかり農家を励ますということが必要ではないかと思うのでこんな質問をしています。

○議長（難波武志君）

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

日名議員の頑張る農家の減額についてということですが、現在3月2日時点の状況ではありますが、交付申請件数は124件で、交付決定額といたしましては1億8,000万円ほどの予算を執行しております。残りが1,100万円ほどが残っておりまして、その辺りを見るともう500万円はもうこの議会で減額をさせていただいても支障はないかなという数字で今回減額をさせていただいておりますが、決して出さないようにするためにとかということではございません。ですから、新年度につきましても3,000万円の予算は確保しております。

結果といたしましては、当初の2年間については大規模農家等が多く出たということで、結局補助額が大きいですから申請人が少なくなったということで、ここ最近では5反以上、1ヘク未満の方がおおむね15%、それから1町、1ヘクから4ヘクの方が約7割の方が申請をされております。大規模農家の方も13%ほどありますので、決して宣伝は十分できてると思いますし、それから各農機具屋さんにもそういったことの旨は周知し、そこで申請書もできるように、当初からこれはデータを配って農機具さんのほうで宣伝をしていただけてると思いますので、まず機械を新しく更新しようという希望がない限り、この補助金も使えないわけなんで、元手が要りますので、その辺りは農家さんの頑張る方に対しての応援事業ということで、これからも続けていきたいと思います。

○議長（難波武志君）

はい。

○9番（日名義人君）

もう一つ、免責要項が入っているのので、小規模農家に対する底上げ的な支援という意味で、免責要項を見直すというようなことは考えておられませんか。

これ見てたら、なるほど、5町歩から1町歩以上が大半ということですが、私の周辺で見えたら5反以内、以下の人たちも結構家族労働で自家菜園よりは若干多めに、しかもお年寄りの人たちが頑張って何とか田畑を頑張ってる。出荷もされているという方が結構あるんです。そういう意味では、ここら辺に目を向けたもう少し手厚い応援も必要かな、移住・定住の方も言いましたけれども、その辺の柔軟な対応は考えておられませんか。答弁漏れだと思いますので。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

すみません。一番下の面積で1反以上の方から、1反から5反という枠があります。そちらは2.4%、件数にしたら11件ですけど、そういった方が利用はされております。一応この制度は1反以上の農地を持つ方に対しての補助金ということで、4段階の区分分けをさせていただいております。

○9番（日名義人君）

それは分かっているんです。そこを見直すというような方向は。

○農林課長（山口文亮君）

見直しについては、現在5年間の最終年度ですので、令和5年度からの制度についてはこれからいろんな意見を聞きながら検討をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

29ページの中学校費、学校管理費の中でスクールバスの運行業務の減額が400万円となっておりますが、私聞き漏らしたんか、そのときにちょうど欠席してたかと思いますが、これの要因をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石井純子君）

西山議員の御質問にお答えします。

このスクールバス運行業務については入札によるものでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

2つです。1つは先ほどの頑張る農家のことですが、一応今5年間でずっと執行されておりますけど、どうも、私も二、三、聞くんですが、ちょっと小規模の人が行くと、これは本人と全部役場とのやり取りを確認しておりませんので分かりませんが、いずれにしても課長の御意見を伺いたいんですが、政府のほうは農地集積とか大規模農家をずっと行くような方向でやっておりますけども、御存じように、随分ちょっと、去年でしたか、同僚議員も国連の小農宣言ということで、小農家がやっぱりこれから持続可能な農業の軸になる、長期的に見たら最も経済的などという宣言を出しております。そう意味で、小規模と言うても1反以下では話にならないと思いますが、その小規模農家についての今後のそういう目配せみたいなことは、課長はどうお考えかということの一つ見解をお尋ねします。

それから、もう一つは、予算書の24ページのラーバニストの補助金が1,000万円が減額ですけども、これは何を改修しようとしてできなくて減額に、対象者なしということでしたけども、そこに管理者が入って解消要求があった場合はこの予算が充てられるではなかったかと思っておりますけども、ちょっとこの辺りの経緯について、どういうことを想定してそれができなかったのかということをお答えしていただいたと思います。

というのは、今後、先ほど校舎、竹荘のことはちょっと話出て、またこれから地域のためということでしたけども、これから町の所有する学校統合のこともあります。つまり町の所有する施設が空いたりしてくると、何かやっぱり計画倒れで終わらないでうまく活用できるような方策が必要だと思いますので、その一つのラーバニスト小森の里もいろいろの間、何年も取り組んでおりますけども、順調に進んでいないというような認識を持っておりますので、この辺りのラーバニスト、今回1,000万円減額になった経緯をちょっとお知らせいただいて、今後町のいろんな空き施設の活用について生かしていけたらいいなと思っておりますので、取りあえずそのラーバニストの改修費補助金減額になりましたその理由とか、どうしてうまくいかなかったのかについてお答えをいただきたいと思いま

す。

○議長（難波武志君）

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

頑張る農家で小規模の農業者をどうしていくかということで、これにつきましては、先ほども言いましたが、これから1年間考えまして、第2期の頑張る農家応援事業に向けていろいろな御意見をいただきながら、町長と協議して新しい使いやすい制度に持っていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

山崎議員の御質問のラーバニスト小森の里についての内容ですけれども、ラーバニスト小森の里のこの改修費につきましては、旧ラーバニスト小森の里を公募型プロポーザルにより、契約した事業者が事業開始に伴う施設改修に要する費用の一部を補助するというもので、経費として上げさせていただいておりました。このたびにそういったことでプロポーザルによる事業者を公募いたしました。公募いたしまして申請のところまで行ったんですけれども、いざプロポーザルにという段階になりまして御事情があつてのことで御辞退をされたというようなことがございます。

そういったことで、ちょっと時期的にもう年末、年度始めに差しかかるような状態でしたので、今後の改修っていうのはもう年度的に年度内には間に合わないであろうということから、令和3年度では減額をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

ラーバニストの件です。もうちょっと言及があればありがたかったです。というのが、あの近くで民間の長屋門のあるところで、少し民間の方が事業をされておりますけども、僕がここへ来たときラーバニスト、大変いいなと思って何回も温泉も利用させていただいたんですけども、施設もそんなに言うたら失礼ですけど、旧加茂川時代に農村リゾート、今で言う農村リゾートですよ。ラーバニストという新しい造語で余裕を持って心の

豊かな環境ということであつたろうと思うんですが、ずっと何かうまくそこが活用されていないんですが、これはどのようにしたらできるかというのを我々も知恵を絞らんとはいけませんけど、公募型プロポーザルで、提案型プロポーザル、提案型公募が一步手前まで行ったけどできなかったということですが、何かそのいや、こういうふうにやろうということとは何か今回の減額はそういうことで致し方ないとしても、新しい利活用の展開を何かヒント、この中であつて考えてるかどうか、ちょっとその辺り、少し方向をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

新年度に向けての新しい考えとか、そういったことについてだと思ふんですけれども、民間の方、近くで頑張っていらっしゃる方もおられますし、いろいろとそういったこともコラボしながら考えていかなければならないとは思っているんですけれども、今のところ来年度の予算については同じような形で公募していけたらなというふうに考えております。また、その公募する中でどういったことを絡めていけたらいいのかっていうふうな方向も考えながら、また公募できたらなというふうに思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

お答えは結構ですけども、今後、発展的に観光協会が一般社団法人化されます。その全体的な町のプログラムの中で、そういう町有施設の利活用についても、全体のグランドデザイン中でうまく活用を考えていただけたらと思いますので、先ほどの御答弁のように、ぜひとも町に人が来るような魅力あふれる施設に利活用できたらいいと思いますので、議会も共々、執行部も御努力をお願いしたいと思いますので、これは答弁結構でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

2番、山本洋平君。

○2番（山本洋平君）

25ページの、先ほどの同僚議員から質問あった頑張る農家の応援事業の下のところの、農業機械免許取得事業補助金が300万円というふうに減額になっております。大体お聞きしとるのが10万円以内で大型特殊免許の取得ができると思うんですけど、300万円となると30人以上減額ということになるんですが、これは申請数は減ってるといふことに捉えてよろしいのでしょうか、説明のほうをお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

大型免許取得の補助金ですが、令和3年度につきましては、教習所で免許を取った方に対しては、3万円以内の補助金を交付するというところで実施しておりましたが、なかなか教習所にも行けないというような方の御意見がありましたので、町で独自に講師それからトラクター等をリースいたしまして、その講習会に充てた経費で、当初は2回実施する予定にしておったんですが公募をかけた結果、定員いっぱい15名でした。もう二、三名おりましたが、その方たちは免許の必要性のない方、興味で取ろうかなというように見受けられましたので、もう次の募集はいたしませんでしたので、そういった経費、それから実際教習所に行って大特取得をされる方の人数も令和2年から比べると令和3年についてはほぼほぼ、本当に必要な方は取られたのかなということで件数が減ったものと見ております。ですから、令和4年についても若干人数を少なく見させて予算要求をさせていただいております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第12号、令和3年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第13号、令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第13号、令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第14号、令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

9ページの国庫支出金の一番下なんですけども、努力支援交付金270万円余りがありまして、これらが上程のときの説明では、健康づくり事業の実態による交付ということの御説明でしたけども、ちょっと出のほうを見ても分からないんですが、これは具体的にこの努力支援交付金というのは、介護予防とか介護にできるだけかからないようにするための努力に対する支援交付と思われまして、具体的にこれ何に対してお金が270万円もつく、そしてこれどういう、実際に事業を介護保険の中でやっているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

5番、山崎議員の御質問にお答えします。

介護保険者努力支援交付金の用途ということでございますが、まずこの交付金につきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、介護予防いわゆる住民主体の集いの場ですとか、はつらつ元気体操、そういったところにどれだけ力点を町として置いてるかということに対して国から下りるものでございます。用途としては、やはり保険給付ということではなしに、そういった介護予防に関する事業に対して支出をするものでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第14号、令和3年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第15号、令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第15号、令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第16号、令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第16号、令和3年度吉備中央町診療所特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第17号、令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第17号、令和3年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第18号、令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり採決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第18号、令和3年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

明日3月23日に予定しております日程第3、議案第20号から日程第13、議案第30号までを都合により繰上げ、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日23日に予定しております日程第3、議案第20号から日程第13、議案第30号までを本日の日程に追加し、議題とすることに決定をしました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第20号、令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第20号、令和4年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、議案第21号、令和4年度吉備中央町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第21号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第21号、令和4年度吉備中央町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第21、議案第22号、令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第22号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第22号、令和4年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第22、議案第23号、令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第23号、令和4年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第23、議案第24号、令和4年度吉備中央町育英資金特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第24号、令和4年度吉備中央町育英資金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第24、議案第25号、令和4年度吉備中央町診療所特別会計予算についてを議題

とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第25号、令和4年度吉備中央町診療所特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第25、議案第26号、令和4年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第26号、令和4年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第26、議案第27号、令和4年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第27号、令和4年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第27、議案第28号、令和4年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第28号、令和4年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第28、議案第29号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第29号、令和4年度吉備中央町上水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第29、議案第30号、令和4年度吉備中央町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第30号、令和4年度吉備中央町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午前11時56分 閉 議